

告 示

埼玉県告示第千百九号

平成三十年台風第二十四号の暴風雨による災害を平成三十年十月十六日、埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和五十三年埼玉県条例第十四号）第三条第一項の特別災害として指定した。

平成三十年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司